

4 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ（R6.3.31まで経過措置期間）

- ◆ 事業者に、医療・福祉関係の資格を有さない介護職員に**認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務化**



対象サービス: 無資格者がいない訪問系サービス(訪問入浴介護を除く)、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く、**全サービス**

※必要な措置とは…

(例) 受講しやすい環境の整備(e-ラーニングの利用による業務の負担軽減、シフト変更)、受講費用の事業者負担、助成制度等

- ◆ **新規採用者**の受講については**1年の猶予期間**を設定

・認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護にかかわるすべての者の認知症対応力を向上させていくため、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さないものについて、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務づけられました。

なお、新規採用者の受講については1年の猶予期間が設けられています。